

# MUFG BK CHINA WEEKLY

三菱UFJ銀行 国際業務部

MAY 9TH 2018

## ■ WEEKLY DIGEST

### 【経 済】

- 4月製造業PMI指数 前月比▲0.1ポイントの51.4
- 国務院常務会議 7つの追加減税策発表
- 「河北雄安新区 開発計画綱要」発表

### 【貿易・投資】

- 2018年春季広州交易会 輸出成約額・来場バイヤー数ともに増加
- 1-3月の直接投資 対内は前年同期比+2.1% 対外は同+24.1%
- 雲南省、山東省 最低賃金の引き上げを発表

## ■ RMB REVIEW

- 通商摩擦で人民元高圧力も対ドルでは弱含み

## ■ EXPERT VIEW

### 【日系企業のための中国法令・政策の動き】

- 「『輸入廃棄物管理目録』の調整に関する公告」
- 「工業・情報化部の移動体通信再販事業の正式商用に関する通告」ほか

本邦におけるご照会先:

三菱UFJ銀行国際業務部 東京:03-6259-6695 (代表) 大阪:06-6206-8434 (代表) 名古屋:052-211-0544 (代表)

- ・本資料は情報提供を唯一の目的としたものであり、金融商品の売買や投資などの勧誘を目的としたものではありません。本資料の中に銀行取引や同取引に関連する記載がある場合、弊行がそれらの取引を応諾したこと、またそれらの取引の実行を推奨することを意味するものではなく、それらの取引の妥当性や、適法性等について保証するものでもありません。
- ・本資料の記述は弊行内で作成したものを含め弊行の統一された考えを表明したものではありません。
- ・本資料は信頼できるとされる情報に基づいて作成されていますが、その正確性、信頼性、完全性を保証するものではありません。最終判断はご自身で行っていただきますようお願いいたします。本資料に基づく投資決定、経営上の判断、その他全ての行為によって如何なる損害を受けた場合にも、弊行ならびに原資料提供者は一切の責任を負いません。実際の適用につきましては、別途、公認会計士、税理士、弁護士にご確認いただきますようお願いいたします。
- ・本資料の知的財産権は全て原資料提供者または株式会社三菱UFJ銀行に帰属します。本資料の本文の一部または全部について、第三者への開示および複製、販売、その他如何なる方法においても、第三者への提供を禁じます。
- ・本資料の内容は予告なく変更される場合があります。

### 【経済】

#### ◆4月製造業 PMI 指数 前月比▲0.1 ポイントの 51.4

国家統計局、中国物流購買連合会の 4 月 30 日の発表によると、4 月の製造業 PMI 指数は前月比▲0.1 ポイントの 51.4 と僅かに下落したが、21 ヶ月連続で景況感の節目となる 50 を上回った。

主要項目別では、生産高指数が前月比横ばいの 53.1、新規受注指数が同▲0.4 ポイントの 52.9、新規輸出受注指数が同▲0.6 ポイントの 50.7、輸入指数が同▲1.1 ポイントの 50.2 となった。統計局は生産が穏やかな拡大基調にあり、需給関係は一段と均衡状態に向かっていると指摘した。業種別では、ハイテク産業が前月比+0.6 ポイントの 53.8 と全体をリードし、特に医薬製造、専用設備製造、通信・電子機器製造が高かったという。

一方、「人件費が高い」、「物流コストが高い」と指摘した企業の割合はそれぞれ 40.4%、26.9%と、ともに 3 ヶ月連続で増加し、企業負担の軽減が依然として経営の課題となっている模様。また、「人民元の為替変動が生産・経営に一定の影響を与えた」と回答した企業の割合は 13.6%と 2017 年 3 月以来の高水準となった。

また、4 月の非製造業 PMI 指数は前月比+0.2 ポイントの 54.8 と改善した。うち、サービス業は同+0.2 ポイントの 53.8 と上昇した一方、建築業は同▲0.1 ポイントの 60.6 と下落した。

なお、4 月の総合 PMI 指数は、前月比+0.1 ポイントの 54.1 となった。総合 PMI 指数は、製造業 PMI と非製造業 PMI を加重平均して算出し、足元の経済全体の状況と周期的な変化をモニタリングするための指標となる。

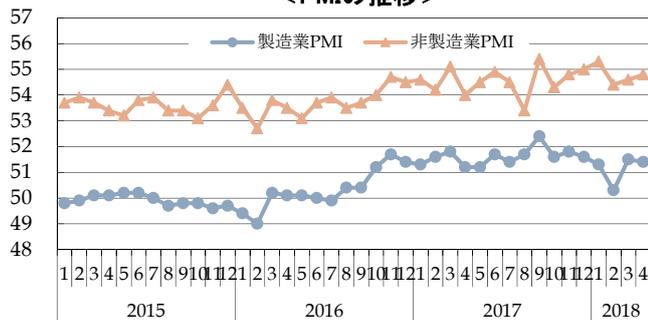
＜製造業PMI指数の主要項目の推移＞

	製造業 PMI 指数	生産高指数	新規受注指数	新規輸出受注指数	原材料購買価格指数	輸入指数	雇用指数	生産経営活動期待指数	
2017年	1月	51.3	53.1	52.8	50.3	64.5	50.7	49.2	58.5
	2月	51.6	53.7	53.0	50.8	64.2	51.2	49.7	60.0
	3月	51.8	54.2	53.3	51.0	59.3	50.5	50.0	58.3
	4月	51.2	53.8	52.3	50.6	51.8	50.2	49.2	56.6
	5月	51.2	53.4	52.3	50.7	49.5	50.0	49.4	56.8
	6月	51.7	54.4	53.1	52.0	50.4	51.2	49.0	58.7
	7月	51.4	53.5	52.8	50.9	57.9	51.1	49.2	59.1
	8月	51.7	54.1	53.1	50.4	65.3	51.4	49.1	59.5
	9月	52.4	54.7	54.8	51.3	68.4	51.1	49.0	59.4
	10月	51.6	53.4	52.9	50.1	63.4	50.3	49.0	57.0
	11月	51.8	54.3	53.6	50.8	59.8	51.0	48.8	57.9
	12月	51.6	54.0	53.4	51.9	62.2	51.2	48.5	58.7
2018年	1月	51.3	53.5	52.6	49.5	59.7	50.4	48.3	56.8
	2月	50.3	50.7	51.0	49.0	53.4	49.8	48.1	58.2
	3月	51.5	53.1	53.3	51.3	53.4	51.3	49.1	58.7
	4月	51.4	53.1	52.9	50.7	53.0	50.2	49.0	58.4

(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

(注) 生産経営活動期待指数は2017年1月より統計方法が変更され、過去のデータが修正された。

＜PMIの推移＞



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

＜総合PMIの推移＞



(出所) 国家統計局、中国物流購買連合会の公表データを基に作成

◆**国務院常務会議 7つの追加減税策発表**

李克強首相は、4月25日開催の国務院常務会議で、企業の経営コスト削減を目的とする新たな7項目の減税策を決定した。

政府は今年3月の全人代(国会に相当)の「政府活動報告」で、企業の税負担を年間8,000億元削減する目標を掲げ、年間4,000億の減税を見込んだ増値税率の引下げ策を3月28日に発表したのに続き、今回は年間600億元の減税効果を見込んだ措置を発表した。

＜4月25日国務院常務会議発表／追加減税策の一覧＞

7項目	概要	実施期間
① 研究開発機器・設備の税前控除	新規購入の研究開発専用機器、設備の一括税前控除の対象を、単価限度額100万元から500万に引き上げる	2018/1/1～2020/12/31
② 零細企業の所得税	零細企業に対する所得税半減の優遇措置の対象を、年間課税所得額上限50万元から100万元に引き上げる	2018/1/1～2020/12/31
③ 研究開発費の加算控除	研究開発を外部委託した場合の研究開発費の加算控除措置について、対象外としていた域外への外部委託も対象とする	2018/1/1～
④ ハイテク企業の欠損繰延	ハイテク企業と科学技術型中小企業の欠損の繰延期間を5年から10年に延長する	2018/1/1～
⑤ 従業員教育費用の税前控除	一般企業の従業員教育費用の所得控除限度額を社員給与総額の2.5%から8.0%に引き上げ、ハイテク企業の限度額と統一する	2018/1/1～
⑥ 営業帳簿の印紙税	営業帳簿のうち資金帳簿について、払込資本と資本積立金合計金額に対する0.05%の印紙税を半減し、その他の営業帳簿については、印紙税を免除する	2018/5/1～
⑦ ベンチャー投資への優遇策	現在8つの全面イノベーション改革試験地区と蘇州工業園区で試行中の、ベンチャーキャピタル会社及びエンジェル個人投資家による創業期ハイテク企業への投資額の70%を課税所得額から控除ができる優遇措置を全国に拡大する	企業所得税:2018/1/1～ 個人所得税:2018/7/1～

◆**「河北雄安新区 開発計画綱要」発表**

4月20日、河北省政府と国家發展改革委員会が共同で作成した「河北雄安新区計画綱要」が共産党中央委員会と国務院の承認を経て発表された。「河北雄安新区<sup>(注)</sup>」は深圳経済新区、上海浦東新区に並ぶ国家級開発区として昨年4月に設置が決定したもので、今回の計画要領の発表により、今後開発の本格化が期待される。

(注)河北雄安新区:河北省の雄県、容城県、安新県の3県及び周辺一部地域に亘る地域で、北京市、天津市、河北省保定市の後背地にあり、開発面積は1,770km<sup>2</sup>に上る。

「河北雄安新区」は、北京の非首都機能の分散を基本理念とし、「グリーン・生態型・居住性に優れた区域」、「イノベーション牽引型区域」、「調和的な發展モデル区域」、「先行開放区域」の4つの基本的な位置づけに沿って開発され、2035年までに近代都市のほぼ完成、2050年までに全面的な完成を目指すとしている。

計画綱要は10章で構成され、全体要求、科学的空間作り、近代都市風景の構築、生態環境の改善、ハイテク産業の發展、行政サービスの提供、交通インフラの整備、グリーン・スマートシティの建設、防災システムの構築、秩序立った計画の実施について纏めている。詳細は中央政府の下記サイトをご参照ください。

[http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/21/content\\_5284800.htm](http://www.gov.cn/xinwen/2018-04/21/content_5284800.htm)

## <「河北雄安新区」開発主要目標>

分類		2035年目標値等
イノベーション スマート化	試験研究費がGDPに占める割合	6%
	1万人当たりの発明特許保有件数	100件
	教育への投資がGDPに占める割合	≥5%
	デジタル経済がGDPに占める割合	≥80%
	インフラのスマート化レベル	≥90%
環境 エコロジー	水域・緑地率	≥70%
	森林率	40%
	耕地面積が域内総面積に占める割合	18%
	重要な用水区の水質基準達成率	≥95%
	水供給保障率	≥97%
	污水収集処理率	≥99%
	污水資源化・再生利用率	≥99%
	新築民生用建築物のエコロジー建築基準到達率	100%
	PM2.5(微小粒子状物質)年間平均濃度	大気環境の根本的改善
	生活ゴミの無害化処理率	100%
居住性	生活に必要な施設の徒歩15分圏内カバー率	100%
	1人当たりの公共文化施設面積	0.8㎡
	1人当たりの公共スポーツ用地面積	0.8㎡
	教育を受ける年数(平均)	13.5年
	1,000人当たりの医療機関病床数	7床
	人口密度	≤10,000人/k㎡

(出所)「河北雄安新区計画綱要」を基に作成

## 【貿易・投資】

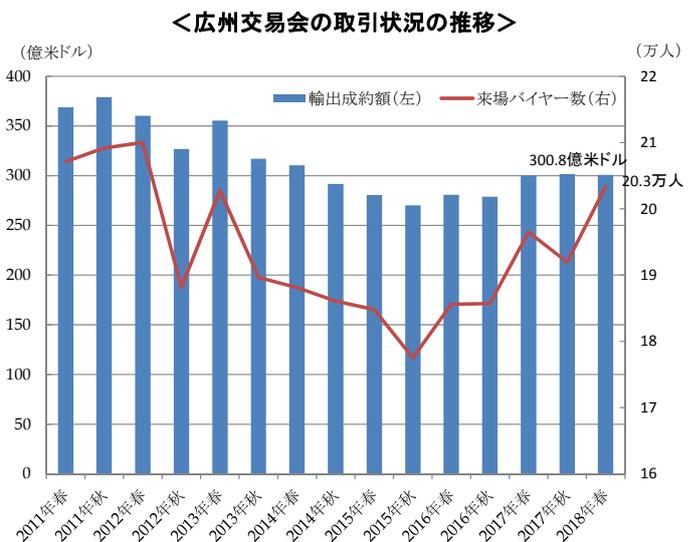
### ◆2018年春季広州交易会 輸出成約額・来場バイヤー数ともに増加

4月15日から開催された2018年春季(第123回)「中国輸出入商品交易会(広州交易会)」が5月5日に閉幕した。広報を担当する中国対外貿易センターの発表によると、今回の輸出成約額は、前年比+3.1%の300.8億米ドルと、過去4年で最高となった。来場バイヤー数も同+5.3%の20万3,346人と、5年ぶりに20万人を超えた。

製品別の成約額では、電気・機械製品が158.9億米ドル(成約額全体に占める割合52.8%)で最も大きく、軽工業製品が80億米ドル(同26.6%)、繊維・アパレル製品が14.2億米ドル(同4.7%)となっている。

来場バイヤー数を地域別に見ると、アジア11万2,585人(前年比+2.3%)、欧州3万4,830人(同

+8.1%)、米州3万3,426人(同+12.8%)、アフリカ1万5,888人(同+7.2%)、大洋州6,617人(同+4.2%)。来場バイヤー数の多い上位3ヵ国・地域は、①香港、②インド、③米国の順となっている。3位の米国については、来場者数は1万1,929人と前年比で7.9%増加したものの、貿易摩擦の影響を受けて様子見のバイヤーが多く、米国向け輸出成約額は同▲8.5%の33.5億米ドルと減少した。



(出所) 広州交易会公式ウェブサイトの発表を基に作成

広州交易会の成約状況は今後の貿易動向を占うバロメーターと見られているが、同センターは、今回成約額、来場バイヤー数ともに前年比で増加したものの、国内では労働力や土地の供給問題等が輸出の下押し圧力となり、国際的には保護貿易主義の強まりなどに直面しており、輸出契約の期間を見ても、6ヶ月以上の長期契約は全体の20.9%と依然少ないことから、今後の対外貿易にはなお不確定要素が多いとの見方を示した。

## ◆1-3月の直接投資 対内は前年同期比+2.1% 対外は同+24.1%

商務部は4月16日と17日に、対内・対外直接投資の統計データを発表した。

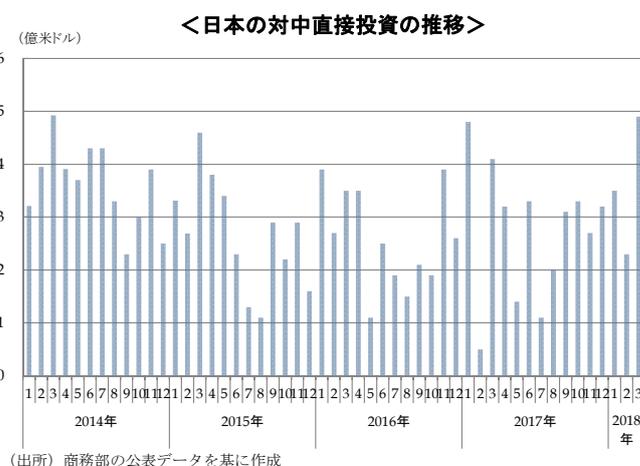
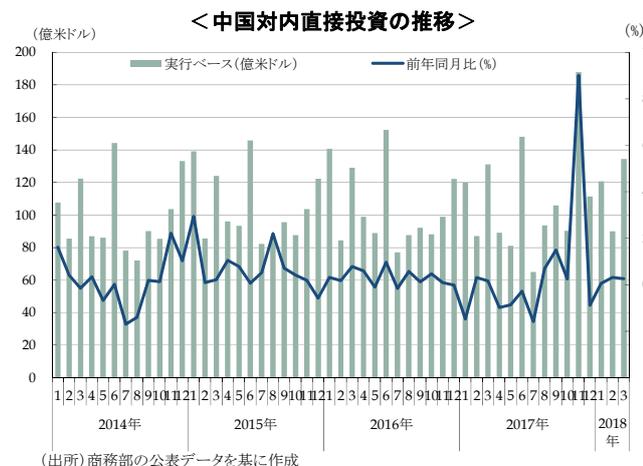
### <対内直接投資>

3月の対内直接投資(除く金融業)について、新規設立の外資企業数は前年同月比+117.7%の5,492社、対内直接投資額(実行ベース)は同+2.6%(2月:同+3.2%)の134.5億米ドルとなった。

1-3月の累計では、新規設立の外資企業数は前年同期比+124.7%の14,340社、対内直接投資額(実行ベース)は同+2.1%の345.1億米ドルとなった。

1-3月の国・地域別では、日本からの直接投資が前年同期比+13.8%<sup>(※)</sup>(1-2月:同+9.4%<sup>(※)</sup>)の10.7億米ドルと増加。ASEANからも同+86.0%の22.0億米ドルと大幅に増加した一方、米国からは同▲3.0%<sup>(※)</sup>の6.4億米ドル、EUからは同▲33.1%の19.1億米ドルと減少した。また「一帯一路」地域からの投資額は同+82.9%の22.9億米ドルと大きく伸びた。(※)商務部発表の対内直接投資額に基づき当行が計算。

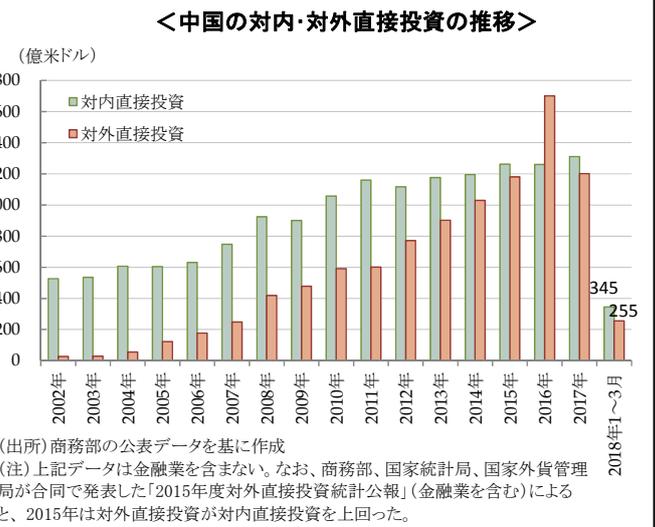
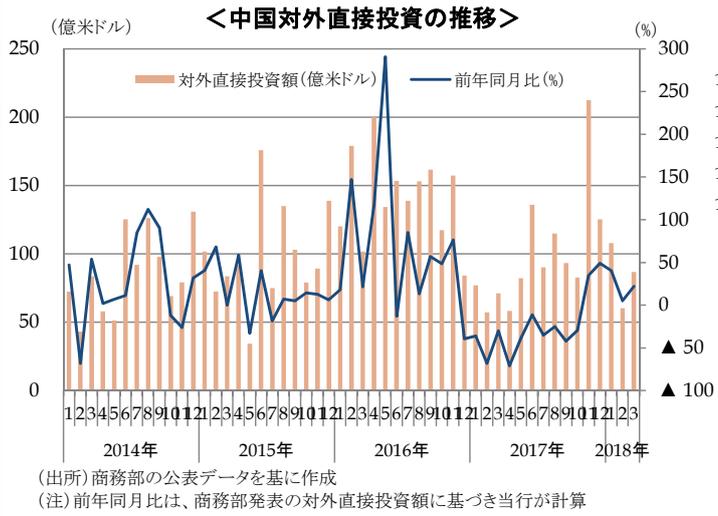
業種別では、製造業への投資が前年同期比+15.5%(1-2月:同+24.7%)の102.1億米ドルと増加した一方、サービス業への投資は同▲3.2%(1-2月:同▲6.1%)の239.5億米ドルと減少した。



### <対外直接投資>

3月の対外直接投資(除く金融業)は前年同月比+22.1%<sup>(※)</sup>の86.8億米ドル<sup>(※)</sup>と、5ヶ月連続で前年同月を上回った。1-3月の累計では前年同期比+24.1%(1-2月:同+25.2%)の255.0億米ドルとなった。(※)商務部発表の対外直接投資額に基づき当行が計算。

1-3月の国・地域別では、「一帯一路」地域向けの投資額が前年同期比+22.4%(1-2月:同+20.1%)の36.1億米ドルと、増加が続いている。産業別構成比では、リース・商業サービス業向けが25.6%、採鉱業が18.2%、製造業が15.2%、情報通信・ソフトウェア・情報技術サービス業が7.3%と、対外投資の主要産業となっている。



## ◆雲南省、山東省 最低賃金の引き上げを発表

雲南省、山東省政府はこのほど、最低賃金の引き上げを発表した。

雲南省は1,570元(2015年9月改定)から1,670元へ引き上げ、5月1日より実施した。山東省は1,810元(2017年6月改定)から1,910元へ引き上げ、6月1日より実施する。

なお、今年に入って最低賃金の引き上げを実施・発表した地域は、今回の2地域のほか、江西省、遼寧省、上海市、広西チワン族自治区、新疆ウイグル自治区、チベット自治区の合計6地域となっている。

(※)各地域の最低賃金については、下記リンクをご参照。

<http://www.bk.mufg.jp/report/chi200403/318050901.pdf>

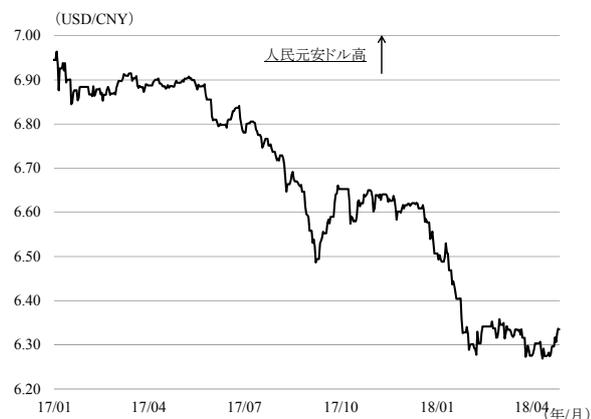
RMB REVIEW

◆通商摩擦で人民元高圧力も対ドルでは弱含み

・4月のレビュー

オンショア人民元(以下、人民元)の対ドル相場は、月初6.2675で寄り付いた。4月3日に米通商代表部(USTR)により通商法301条に基づき制裁関税を賦課する中国からの輸入品リストが公表されたが、4日にロス米商務長官が交渉による妥結は可能との趣旨の発言を行なうなどして米中貿易摩擦緩和期待が浮上(ドル高要因)。通信社ブルームバーグにより中国当局が米中通商摩擦の関連で人民元引き下げの影響を研究しているとの報道がなされたこともあり、9日に人民元相場は対ドルで6.31台まで下落した。10日には習近平中国国家主席がボアオ・アジアフォーラムにおける演説で、国内金融事業のさらなる対外開放など事実上の対米融和策とも採れる措置に言及して通商摩擦緩和期待がさらに高まった。もともと易綱中国人民銀行総裁が、通商摩擦への対応で人民元切り下げは行なわない趣旨の発言を行なったことなども材料に人民元は対ドルで6.26台半ばまで上昇した。13日発表の米財務省による半期定例の為替報告(中国は引き続き監視対象国)や、17日発表の中国の今年第1四半期の実質GDP成長率など経済指標への反応は限定的で、人民元相場は6.28台前後で小動きに推移した。その後、5月に第一弾が予定されている中国A株のMSCI新興国株価指数への採用による海外資金の中国への流入が材料視されると、19日に月間高値6.2600をつけた。月末週にかけては、米金利上昇を背景にドルが全面高となる展開に人民元も対ドルで下落に転じ、本稿執筆時点で月間安値6.3498まで下落して同水準近辺で推移している(第1図)。

第1図：人民元対ドル相場



(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

第2図：人民元通貨バスケット指数



(資料) Bloomberg より三菱東京 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

・人民元通貨バスケット指数は、2月後半以降の上昇が続いている

4月の人民元対ドル相場は、3月につけた年初来高値(6.2418)から反落する流れで始まり、月後半にかけての保ち合い推移の後、月末にかけて下落した。年初からの人民元通貨バスケット指数(名目実効レート)の上昇は4月も続いたものの(第2図)、ドルが月末にかけてそれ以上に上昇したため、結果的に人民元が対ドルで下落した格好となった。人民元通貨バスケット指数は、中国当局が望ましいとみていると当方が推測している2016年後半以降のレンジの上限付近を推移しつつ、結果的に2月後半以降じわり上昇基調にあり、2月につけた高値に迫って来た。当面この2月の高値を前に高値保ち合いを形成し、最終的に頭打ちとなる展開を有力視していたが、2月につけた高値を一旦上抜ける展開も視野に入れておく必要が出て来たのは事実だ。こうした人民元通貨バスケット指数の強含みについては、当方は引き続き人民元通貨政策の変更ではなく、通商摩擦などを材料にした市場の人民元買い圧力がその主因とみており、まずは米中による水面下の交渉の着地点がみえるまで、こうした動きが燻る可能性を警戒する必要がある。

## ・中国当局は緩やかに対外資本流出規制を緩和し始めた

一方、24日に中国国家外為管理局(SAFE)が、適格国内有限責任組合(QDLP:Qualified Domestic Limited Partnership)、及び適格国内投資企業(QDIE:Qualified Domestic Investment Enterprise)に対して許容する対外投資枠について、前者は従来の20億ドルから50億ドルへ、後者は従来の25億ドルから50億ドルへそれぞれ拡大することを発表した。また、既に11日にその対外投資制度の改革を進める声明を発表していた適格国内機関投資家(QDII:Qualified Domestic Institutional Investor)についても、これに許容する対外投資枠を従来の899.9億ドルから983.3億ドルに拡大すると25日に発表した。習近平国家主席により表明された対外開放を進める方針に沿って緩やかに資本規制を緩める措置であると共に、人民元相場や国際収支環境が安定する中で、人民元需給のバランスを取る意図もあろう。加えて当方は、こうした海外への資本流出・人民元売り方向の制度改正の発表は、足元の人民元通貨バスケット指数の上昇を意識した可能性も否定できないのではないかとみている。こうした当局のメッセージ・スタンスも背景に、人民元通貨バスケット指数は、2月高値を一旦上抜けても、そこから大きく上伸することは無く頭打ちとなり、上述の2016年後半以降のレンジ内へ最終的に回帰して来るとの予想を引き続き維持している。

**第1表: 米国通商法301条に基づく中国への制裁関税措置と中国の対抗措置**

	米国	中国
関税賦課対象品目の金額	500億ドル相当	500億ドル相当
関税賦課対象品目数	約1,300	106
主な対象品目	航空機、情報・通信機器、産業用ロボット、生産機械	大豆等の農産品、自動車、化学製品、航空機

(資料)USTR、中国商務省、各種報道より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・米国は中国に対する通商制裁措置を発表

米中通商摩擦に関しては、今月(4月)は大きな動きがあった。冒頭指摘のように、まず3日には米通商代表部(USTR)が、中国の知的財産権侵害への制裁措置として、通商法301条に基づく制裁関税適用を検討する中国からの輸入品リスト(500億ドル相当)を公表した(第1表)。これに対し、中国も翌4日に対抗措置として、米国からの輸入品500億ドル相当に制裁関税を賦課すると発表。6日にはトランプ米大統領が、追加で1,000億ドルの中国からの輸入品に追加関税の賦課を指示したと報じられた。米国は当初の500億ドルの追加関税賦課について、6月頃を目途に最終決定を下すとしており、それまで水面下で米中の交渉が行なわれるとみられている。

## ・中国は米国と正面衝突を避けるべく慎重に落としどころを探っている

このような状況の中、10日には習近平国家主席が、中国海南省で開催されたボアオ・アジアフォーラムでの演説で、金融や自動車事業分野を中心に一層の対外開放を進めるとするなど、事実上の対米融和策と考えられる方針を発表(第2表)。中国は米国に対する交渉力を維持するべく米国の措置に見合う対抗措置を講じつつも、正面衝突を避けるべく慎重に落としどころを探っているとみられる。これに対し、13日に米財務省により公表された半期為替報告では、引き続き中国を為替操作の監視対象国に指定し、中国の為替政策に対する批判のトーンも前回比より強いものとなっていた。さらに米企業に対して中国の大手通信関連企業(個社)との取引を禁止する制裁を下すなど、米国は厳しい対応を取り続けている。しかし、冒頭指摘した4日のロス米商務長官による発言などにみられるように、米国も条件さえ合えば交渉による解決は可能で歩み寄りの余地があるとしている。5月初旬にはムニューシン米財務長官やライトハイザー米USTR代表が北京を訪問する予定と報じられている。こうした閣僚級が登場するということは、相応の高次元の政治判断を要するところまで交渉が詰まっているとも考えられる。こうした点にも鑑みれば、高次元の政治的判断が必要とされる政策の1つである人民元通貨政策の修正が、現時点で既に行なわれている可能性はやはり低いと考えるのが妥当であろう。

**第2表：習近平国家主席が指摘した対外開放政策概要**

金融分野	
	外資の保険業へのアクセスを促進
	外資系金融機関の営業可能事業の拡大
	銀行、証券、保険に対する外資の出資制限の引き上げと実施の確約
自動車産業分野	
	輸入自動車の関税引き下げ
	外資系自動車会社の出資制限の引き上げ
全般	
	輸入増加を志向
	知的財産権保護の強化
	海外からの投資に関してより透明性の高い制度の整備

(資料) 各種報道より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・中国の景気は引き続き安定的に推移

中国の今年第1四半期の実質 GDP 成長率は、前年比+6.8%と前期から横ばいで、景気全般は引き続き安定的に推移している(第3表)。3月分の主要統計では、社会消費財小売総額(前年比)が前月から伸びを高めるなど、消費は引き続き底堅さを維持。鉱工業生産(前年比)や固定資産投資(年初来、前年比)など企業活動に関するハードデータの伸びは前月からやや小緩んでいるが、製造業 PMI、非製造業 PMI などに見る企業のコンフィデンスは、旧正月の影響もありやや落ち込んだ前月から回復している。3月の輸出(前年比)は減少しているが、旧正月の影響で攪乱されており、1~2月と均してみれば安定を維持。引き続き景気には特に変調はみられていない。

**第3表：中国の主要経済指標推移**

	2017年							2018年		
	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
実質GDP成長率(前年比:%)	6.9	6.8			6.8			6.8		
社会消費財小売総額(前年比:%)	11.0	10.4	10.1	10.3	10.0	10.2	9.4	-	-	10.1
固定資産投資(年初来、前年比:%)	8.6	8.3	7.8	7.5	7.3	7.2	7.2	-	7.9	7.5
工業生産(前年比:%)	7.6	6.4	6.0	6.6	6.2	6.1	6.2	-	-	6.0
製造業PMI(インデックス)	51.7	51.4	51.7	52.4	51.6	51.8	51.6	51.3	50.3	51.5
非製造業PMI(インデックス)	54.9	54.5	53.4	55.4	54.3	54.8	55.0	55.3	54.4	54.6
輸出(前年比:%)	10.3	6.4	4.9	7.9	6.2	11.5	10.8	24.0		▲ 2.7
輸入(前年比:%)	17.0	11.3	13.8	19.1	17.2	17.7	4.6	21.6		14.4
消費者物価(前年比:%)	1.5	1.4	1.8	1.6	1.9	1.7	1.8	1.5	2.9	2.1

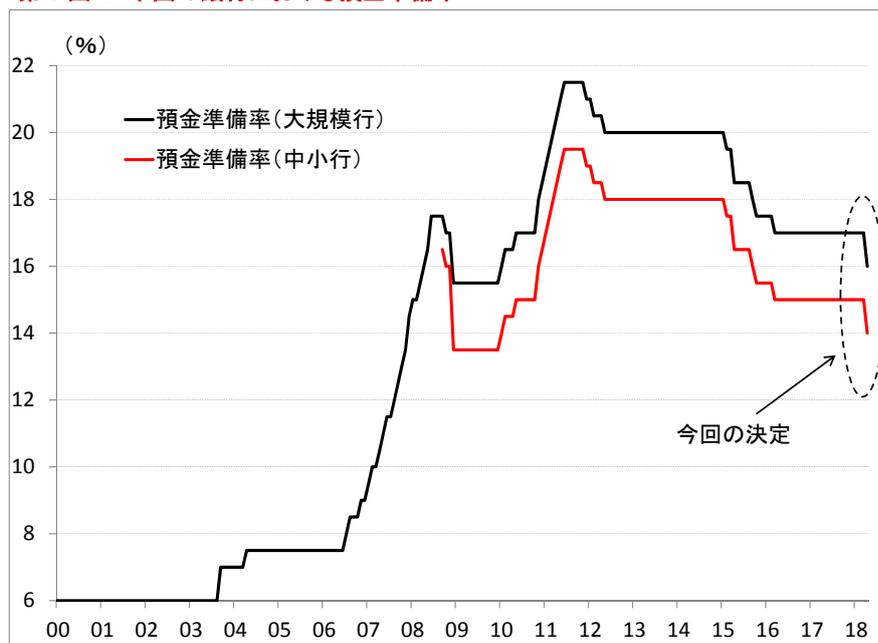
(資料) 中国国家统计局、Bloomberg より三菱 UFJ 銀行グローバルマーケットリサーチ作成

(注) 青色の部分は前月から伸び率が低下した項目

## ・中国人民銀行は、預金準備率を引き下げ

こうした中、中国人民銀行は、17日に大規模商業銀行や株式制商業銀行などを対象に預金準備率の1%引き下げを発表(大規模行:17%→16%、中小行:15%→14%、第3図)。銀行へ開放される資金のうち、約4,000億元については、資金調達難の企業を銀行が支援することを促すことを企図しているとした。債務削減策による金融環境の変化を受け易い中小企業の側面支援を狙ったものとみられる。景気は基本的に安定しているとみられるものの、当局が景気動向にも一定の配慮を行なっていると考えられ、今後とも債務削減策などの景気への影響を慎重に観察して行く必要がある。

第3図：中国の銀行における預金準備率



(資料) Bloomberg、中国人民銀行より三菱UFJ銀行グローバルマーケットリサーチ作成

## ・5月の人民元相場は対ドルで保ち合い～弱含みを見込むも、米中会談の結果次第では強含みも

目先は引き続き米中通商摩擦などを材料に、人民元通貨バスケット指数がさらに一定程度強含む可能性をみておく必要がある。もっとも、米金利上昇を背景にドルの今一步の上昇が上回る結果、人民元相場は対ドルで目先保ち合い～弱含む展開を有力視する。尚、5月初旬にもムニューシ米財務長官らが訪中して行なわれる米中会談の結果が、相場に与え得る影響は注視する必要がある。仮に大規模な貿易・経済戦争になるリスクが後退し、人民元通貨政策にも特に言及が無いといった内容となれば、人民元通貨バスケット指数の上昇も頭打ちとなって来る可能性がある。この場合、人民元相場は対ドルでさらに弱含む展開となろう。

### 予想レンジ

	5月～6月	7月～9月	10月～12月	(19年)1月～3月
USD/CNY	6.24～6.40	6.28～6.49	6.30～6.55	6.35～6.60
CNY/JPY	16.6～17.9	16.1～17.2	15.8～17.0	15.5～17.0

(4月27日作成) グローバルマーケットリサーチ

日付	USD				JPY(100JPY)		HKD		EUR		金利 (1wk)	上海A株 指数	前日比
	Open	Range	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比	Close	前日比			
2018.04.23	6.2957	6.2846～ 6.3090	6.3044	0.0146	5.8442	-0.0028	0.80416	0.0023	7.7149	-0.0280	10.0000	3213.88	-2.75
2018.04.24	6.3220	6.3041～ 6.3220	6.3092	0.0048	5.7954	-0.0488	0.80409	-0.0001	7.6903	-0.0246	2.9500	3276.56	62.68
2018.04.25	6.3060	6.3007～ 6.3240	6.3204	0.0112	5.7941	-0.0013	0.80505	0.0010	7.7147	0.0244	3.5400	3265.44	-11.11
2018.04.26	6.3245	6.3197～ 6.3361	6.3283	0.0079	5.7880	-0.0061	0.80610	0.0011	7.7034	-0.0113	3.5400	3221.24	-44.20
2018.04.27	6.3446	6.3326～ 6.3498	6.3439	0.0156	5.8011	0.0131	0.80779	0.0017	7.6601	-0.0433	3.0300	3227.86	6.61
2018.05.02	6.3524	6.3524～ 6.3652	6.3602	0.0163	5.7921	-0.0090	0.81001	0.0022	7.6311	-0.0290	3.0000	3227.86	0.00
2018.05.03	6.3664	6.3463～ 6.3705	6.3532	-0.0070	5.7971	0.0050	0.80890	-0.0011	7.6068	-0.0243	2.8100	3247.82	19.96
2018.05.04	6.3465	6.3416～ 6.3614	6.3589	0.0057	5.8312	0.0341	0.81040	0.0015	7.6059	-0.0009	2.6500	3237.23	-10.59

(資料) 中国外貨取引センター、中国人民銀行、上海証券取引所資料より三菱UFJ銀行国際業務部作成

【日系企業のための中国法令・政策の動き】

今回は2018年4月中旬から下旬にかけて公布された政策・法令をとりあげました。一部それ以前に公布され、公表が遅れていたものを含んでいます。

<p><b>【政策】</b> <b>【環境】</b> ○「『輸入廃棄物管理目録』の調整に関する公告」(生態環境部・商務部・国家発展改革委員会・税関総署公告 2018 年第 6 号、2018 年 4 月 13 日公布・施行)</p>	<p>輸入廃棄物に関する①「輸入禁止固形廃棄物目録」、②「輸入制限再利用可能固形廃棄物目録」、③「輸入非制限再利用可能固形廃棄物目録」の調整。これは、昨年 7 月に国務院が発表した「海外ゴミの輸入禁止と固形廃棄物の輸入管理制度改革の実施計画」に基づくもので、既に昨年末に環境への影響が大きいとされる資源ゴミ 24 品目が上記目録①に追加されており、今回はこれに続く措置。  <b>■公告の主な内容は、以下の通り。</b>          ・ 廃棄された金属、船舶、自動車、精錬くず、工業用プラスチックなど 16 品目の固形廃棄物は、2018 年 12 月 31 日から上記目録の②から③に変更する。          ・ 廃棄されたステンレスくず、チタンくず、木材くずなど 16 品目の固形廃棄物は、2019 年 12 月 31 日から上記目録の②と③から①に変更する。  <b>■原文と変更される目録は、税関総署の下記サイトをご参照。</b>  <a href="http://xian.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1770899/index.html">http://xian.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1770899/index.html</a></p>
<p><b>【通信】</b> ○「工業・情報化部の移動体通信再販事業の正式商用に関する通告」(工信部通信[2018]70 号、2018 年 4 月 28 日発布、同年 5 月 1 日実施)</p>	<p>移動体通信再販事業(携帯電話の通信回線を通信事業者から買い取り、再販売する事業)への一般企業の参入を認めるもの。2013 年から一部企業を対象に試行してきたが、今年 5 月 1 日から正式に実施する。  <b>■申請が認められる企業は、中国内に設立される民営企業、国有企業及び外商投資企業と明記されている。申請は、「外商投資電信企業管理規定」や「電信業務経営許可管理弁法」に従って、工業・情報化部または省・自治区・直轄市の通信管理局に行うが、その際は基礎通信事業者との契約書(協力地域範囲、回線の電話番号、卸売価格、相互の連絡、ログの保存、迷惑メッセージ・電話の制御、ネットの安全、実名登記、詐欺対策、ユーザー保護、契約履行保証、事業撤退とユーザーへのアフターケアなどの内容を含めること)も提出する。</b>  <b>■原文は工業・情報化部の下記サイトをご参照。</b>  <a href="http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n4509627/c6154236/content.html">http://www.miit.gov.cn/n1146295/n1652858/n1652930/n4509627/c6154236/content.html</a></p>
<p><b>【税】</b> ○「財政部等の集積回路生産企業の関係企業所得税政策問題に関する通知」(財税[2018]27 号、2018 年 3 月 28 日発布、同年 1 月 1 日実施)</p>	<p>2000 年から実施されている半導体生産企業への企業所得税優遇政策を延長するもの。ただし、対象企業の条件が変更されている。  <b>■主な内容は、以下の通り。</b>          ・ 2018 年 1 月 1 日以降に新たに設立された、半導体線幅が 130 ナノメートル未満で、経営期間が 10 年以上の生産企業かプロジェクトについては、最初の 2 年間で免税とし、次の 3 年間で半減(法定税率 25%で計算した税額の半額を免除)とする。</p>

<p>○「アニメーション産業増値税政策の延長に関する通知」(財税[2018]38号、2018年4月19日公布、同年1月1日～2020年12月31日実施)</p>	<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 同じく半導体線幅が65ナノメートル未満か投資額150億元超で、経営期間が15年以上の生産企業かプロジェクトについては、同じく5年間免税、5年間半減とする。</li> <li>・ 2017年12月31日以前に設立され、未だ利益を計上していない、半導体線幅が0.25ミクロン未満か投資額80億元超で、経営期間が15年以上の生産企業については、同じく5年間免税、5年間半減とする。</li> <li>・ 同じく半導体線幅が0.8ミクロン未満の生産企業については、同じく2年間免税、3年間半減とする。</li> </ul> <p>■なお、以前の財政部等の通知に定められる、半導体生産企業のその他の条件のうち、①従業員の学歴比率についての規定で「労働契約関係がある」が「労働契約関係があるか、または労務派遣、業務委託の関係がある」に、②研究開発費の売上比率について「5%以上」が「2%以上」に変更されている。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201803/t20180329_2856715.html">http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201803/t20180329_2856715.html</a></p> <p>アニメ制作企業に対しては、以前から様々な税の優遇が適用されているが、そのうち2017年末までを期限として実施されてきた増値税の優遇を2020年末まで延長するもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 増値税一般納税者のアニメ制作企業が自主開発・生産したアニメソフトを販売する場合、2018年1月1日から4月30日まではいったん17%の税率で増値税を徴収し、実際の税負担が3%を超過した部分を還付し、2018年5月1日から2020年12月31日までは同じく16%で徴収し、3%を超過した部分を還付する(注:2018年5月1日からの増値税率引き下げに伴う措置)。</li> <li>・ 同じくアニメソフトを輸出した場合は、増値税を免除する。</li> </ul> <p>なお、アニメ製品の定義や企業の認定基準・手続きなどは、従来通りで変わらない。</p> <p>■原文は財政部の下記サイトをご参照。  <a href="http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180428_2880923.html">http://szs.mof.gov.cn/zhengwuxinxi/zhengcefabu/201804/t20180428_2880923.html</a></p>
<p>○「小規模納税者基準統一等の若干の増値税問題に関する公告」(国家税務総局公告2018年第18号、2018年4月20日公布、同年5月1日施行)</p>	<p>今年5月1日付で増値税小規模納税者の年間販売額基準が500万元未満に統一されたが、これに関係する取り扱いを示したもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 次の条件を同時に満たす場合、小規模納税者に変更登記(中国語は「転登記」)をしてもよく、一般納税者として継続してもよい。             <ol style="list-style-type: none"> <li>① 既に一般納税者として登記していること。</li> <li>② 変更登記をする前の連続12ヵ月か4四半期に、課税販売額が500万元を超えていないこと(経営期間が12ヵ月か4四半期に満たない場合は、月か四半期の課税販売額で計算した金額が500万元以下であること)。</li> </ol> </li> <li>・ 一般納税者から小規模納税者に変更登記をする場合は、次の納税時期から簡易税額計算方法で計算する(変更登記の当日を含む期間は一般納税者の方法で計算する)。</li> </ul> <p>■原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。</p>

<p>○「小規模納税者基準統一の輸出税額還付(免除)問題に関する公告」(国家稅務總局公告 2018 年第 20 号、2018 年 4 月 22 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p>	<p><a href="http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3411529/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3411529/content.html</a></p> <p>上記に同じく増値税小規模納税者の輸出税額還付(または免除)の取り扱いを示したもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一般納税者から小規模納税者に変更登記をした場合、一般納税者であった期間に増値税税額還付(または免除)政策が適用されていた貨物、役務と増値税ゼロ税率が適用されていた越境課税行為については、引き続き元の規定に従って手続を行う。</li> <li>・免除・還付方式が適用されていた元の一般納税者で、一般納税者であった期間に輸出し、未だ免除・還付を申告していない場合は、引き続き免除・還付を申告できる。</li> <li>・小規模納税者への変更登記を行い、税額還付(または免除)を受けた場合、その後に届出変更を行う。</li> </ul> <p>■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3414319/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3414319/content.html</a></p>
<p>○「大連商品取引所鉄鉱石先物保稅取引業務の増値税管理問題に関する公告」(国家稅務總局公告 2018 年第 19 号、2018 年 4 月 20 日公布・施行)</p>	<p>大連商品取引所が行う保稅区域での先物取引についての増値税の免除公告。以前から増値税を免除する方針が示されていたが、今年になって中国証券監督管理委員會が大連商品取引所への鉄鉱石上場を許可したのを受けて、正式に増値税の免除を公示したもの。</p> <p>■原文は国家稅務總局の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3411544/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3411544/content.html</a></p>
<p>【社会保稅】</p> <p>○「人力資源社会保障部、財政部の社会保稅料率を引き続き段階的に引き下げることに關する通知」(人社部發[2018]25 号、2018 年 4 月 20 日發布、同年 5 月 1 日實施)</p>	<p>2016 年から 2 年の期限で社会保稅料の料率引き下げが實施されてきたが、その期限を延長するもの。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・基本養老保稅について、單位(企業など)が納付する料率が 19% を超える省・自治区・直轄市と、19% に引き下げたが養老保稅基金の剰余金の支払い可能月数が 2017 年末時点で 9 ヶ月以上ある省・自治区・直轄市は、實施期限を 2019 年 4 月 30 日まで延長する(注: 当初の期限は 2016 年 5 月 1 日から今年 4 月 30 日までとされていた)。</li> <li>・失業保稅について、料率を 1% に引き下げた省・自治区・直轄市は、實施期限を 2019 年 4 月 30 日まで延長する(注: 当初の期限は 2017 年 1 月 1 日から今年 4 月 30 日までとされていた)。</li> <li>・工傷保稅(労災保稅)について、職種別の料率(0.2~1.9% 前後の 8 種類)を基本的に保持した上で、工傷保稅基金の剰余金の支払い可能月数が 18 ヶ月から 23 ヶ月までの地区は料率を 20% 引き下げ、同じく 24 ヶ月以上の地区は 50% 引き下げでよい。この實施期間は 2018 年 5 月 1 日から 2019 年 4 月 30 日までとする(注: 新規の措置)。</li> </ul> <p>■原文は人力資源社会保障部の下記サイトをご参照。</p> <p><a href="http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201804/t20180426_293029.html">http://www.mohrss.gov.cn/gkml/zcfg/gfxwj/201804/t20180426_293029.html</a></p>

<p>[規則] 【税】</p> <p>○「改定後の『企業所得税優遇政策事項処理弁法』の発布に関する公告」(国家税務総局公告 2018 年第 23 号、2018 年 4 月 25 日公布・実施)</p> <p>【税関】</p> <p>○『中華人民共和国税関企業信用管理弁法』及び関連付帯制度実施の関係事項に関する公告」(税関総署公告 2018 年第 32 号、2018 年 4 月 27 日公布、同年 5 月 1 日施行)</p>	<p>企業所得税の各種優遇政策の手続きを改正、公布したもの。企業の手続きは、「自己判断、申告による享受、関係資料の予備保管」方式で、優遇の条件に適合すると判断する場合は自ら減免税額を計算し、企業所得税納税申告表に記入、提出すれば優遇を享受することができ、規定に従って税務機関の調査に備えて資料を保管するとされている。</p> <p>■この公告には、69 項目の優遇措置一覧表(2017 年版)が添付されている。原文は国家税務総局の下記サイトをご参照。 <a href="http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3429104/content.html">http://www.chinatax.gov.cn/n810341/n810755/c3429104/content.html</a></p> <p>今年 5 月 1 日付で施行される「税関企業信用管理弁法」に関する公告。</p> <p>■主な内容は、以下の通り。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税関の信用度の高い「高級認証企業」と「一般認証企業」の認定基準は、従来の「税関認証企業標準」とする。(注:この標準については、税関の次のウェブサイトをご参照。) <a href="http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info724460.htm">http://www.customs.gov.cn/publish/portal0/tab49564/info724460.htm</a></li> <li>・旧弁法で「信用逸失企業」に認定された企業で、認定から満 1 年、新弁法に規定される「信用逸失企業」に認定される行為がない企業に対しては、「一般信用企業」に調整する。</li> <li>・輸入禁止固形廃棄物の規定に違反し、税関から行政処罰を受けた場合、1 年間、認証申請を受理しない。</li> <li>・過年度に登録または届出を行った企業で、前年度に輸出入がなく、税関から規定違反で処罰を受けた金額が 100 万元(通関専門企業は 30 万元)を超えた企業に対しては、「信用逸失企業」として認定する。</li> </ul> <p>■原文は税関総署の下記サイトをご参照。 <a href="http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1808031/index.html">http://www.customs.gov.cn/customs/302249/302266/302267/1808031/index.html</a></p>
--	--

(本シリーズは、原則として隔週で掲載しています。)

三菱 UFJ リサーチ & コンサルティング株式会社  
 コンサルティング事業本部 国際アドバイザー事業部  
 シニアアドバイザー 池上隆介

~アンケート実施中~  
 (回答時間: 10 秒。回答期限: 2018 年 6 月 9 日)  
<https://s.bk.muftg.jp/cgi-bin/5/5.pl?uri=ZIJ6Qe>